(二)　区分５　554単位
(三)　区分４　521単位
(2)　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
(一)　区分６　516単位
(二)　区分５　470単位
(三)　区分４　437単位
(3)　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
(一)　区分６　465単位
(二)　区分５　419単位
(三)　区分４　386単位

8　ニについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

9　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

(1)　区分６　934単位
(2)　区分５　818単位
(3)　区分４　737単位
(4)　区分３　650単位
(5)　区分２　486単位
(6)　区分１以下　427単位

10　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注５から注７まで及び注９に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、日中サービス支援型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
(一)　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70
(二)　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50
(3)　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の93
(4)　一体的な運営が行われている共同生活住居（(3)に該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が21人以上である場合　100分の95